

平成21年度宜野湾市次世代育成支援行動計画実施状況の公表について(特定14事業)

本計画は「次世代育成支援対策推進法」において平成17年度を初年度とし、平成26年度を目標とする10年間の時限立法で、5年を1期とした計画を策定し、5年後に見直しを行うことが定められています(平成17年度から平成21年度までを前期計画とし、平成22年度から平成26年度までを後期計画とします)。これまで本市が推進してきました児童育成計画、「宜野湾市すこやかプラン」や母子保健計画「わかばプラン」の内容を盛り込んで行動計画は策定されております。

本計画の推進においては、子どもの成長過程や子どもの生活に関わるさまざまな分野での取り組みが求められておりますので、市内関係機関、庁内関係部署の連携を図り各施策の推進において効率的・効果的な対応が図れるよう努めてまいります。

No	事業名	事業内容	目標指数等	平成21年度	平成21年度 (目標)
1	ファミリー・サポートセンター事業	子育ての援助を受けたい人で行いたい人を会員とする組織により、保育所(園)等への送迎や、一時的な預かり保育等について、助け合いを行う事業。	設置箇所数	1	1
2	放課後児童健全育成事業	保護者が昼間就労などにより保育ができない概ね小学校1年生から4年生までの児童を対象に、適正な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業。	設置箇所数	18	20
3	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	保護者の疾病、仕事、育児疲れ等により、児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童や母子を短期間(原則7日以内)預かる事業。	設置箇所数	未実施	1
4	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	保護者が仕事、その他の理由により、平日の夜間又は休日不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合において、保護し、生活指導、食事の提供を行う事業。	設置箇所数	未実施	1
5	乳幼児健康支援一時預かり事業 【病後児保育(施設型)】	保育所に通所している児童が病気回復期である場合に、病院、診療所等の施設、又は保育所で一時的に預かる事業。	設置箇所数	1	1
6	乳幼児健康支援一時預かり事業 【病後児保育(派遣型)】	保育所に通所している児童が病気回復期である場合に、看護師等を派遣し、その居宅で保育を行う事業。	設置箇所数	未実施	0
7	一時保育事業	保護者の疾病・災害・事故・育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等による緊急的・一時的な保育サービス。	設置箇所数	4	8
8	特定保育事業	断続的勤務・短時間勤務等の勤務形態に伴い、必要な日時について保育するサービス。	設置箇所数	4	1
9	つどいの広場事業	主に乳幼児(0～3歳児)を持つ子育て中の親が、うち解けた雰囲気の中で、気軽に集い交流すると共に、子育ての相談に応じる事業。	設置箇所数	未実施	1
10	地域子育て支援センター事業	子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、子育て家庭に対する育児支援を行う事業。	設置箇所数	8	8
11	通常保育事業	保護者の労働又は疾病等により、家庭において児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり、保育所(園)での保育を実施する。	設置箇所数	15	17
12	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の保育時間を超えて保育するサービス。	設置箇所数	15	17
13	休日保育事業	休日に保護者の就労等で保育に欠ける児童の保育を行うサービス。	設置箇所数	未実施	2
14	夜間保育事業	保護者の就労形態の多様化に伴い、夜間働いている保護者のため、延長保育時間を超えて保育を行うサービス。	設置箇所数	未実施	1